

感調第164号
令和3年8月26日

各市町村長 様

岐阜県健康福祉部長

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改訂について（通知）

日頃は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県が「緊急事態措置区域」への指定を受けたことを踏まえ、標記行動指針を改定します。

については、貴市町村の職員をはじめ、住民及び事業者への周知をお願いします。

なお、8月27日から9月12日までの期間は、参考資料1「緊急事態措置区域の指定を受けて」の内容を優先することとしますので、申し添えます。

添付資料

- 資料 1 コロナ社会を生き抜く行動指針（新旧対照表を含む。）
- 参考資料1 「緊急事態措置区域の指定を受けて」
- 参考資料2 令和3年8月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

担当所属	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県健康福祉部感染症対策調整課 企画連携係		
担当係長	所	担当者	井川
T E L	058-272-8155（直通）		
F A X	058-278-3536		
E-mail	c11238@pref.gifu.lg.jp		